

財形年金共済 年金受給者のしおり

年金のお支払が終了するまで大切に保管してください。

警察職員生活協同組合

目 次

| | | |
|---|-------------------|------|
| 1 | 財形年金証書の内容 | P. 1 |
| 2 | 年金のお支払方法等 | P. 3 |
| 3 | 年金受給中の変更手続 | P. 4 |
| 4 | 年金を受給中の方が死亡された場合 | P. 4 |
| 5 | 割戻金の割当て及び積増年金のお支払 | P. 6 |
| 6 | 上乘せ年金支払制度 | P. 7 |
| 7 | 年金・未払年金に対する税金 | P. 8 |

1 財形年金証書の内容

財形年金証書は、あなたがお受取になる財形年金の内容が記載されています。財形年金証書は年金の受給が終了するまで大切に保管してください。財形年金証書に記載された主な内容は、以下のとおりです。

- (1) 組合員番号 警生協でのあなたの番号です。
各種手続、請求手続及び照会の際に必要な番号です。
- (2) 契約日 あなたが財形年金共済のご契約をされた日のことです。
毎年の契約日に対応する日を契約応当日といいます。
- (3) 共済契約者・被共済者 警生協が財形年金をお支払することとなる方（年金受給者）をいいます。
- (4) 年金の種類 年金の種類は次のとおりです。
 - ① 確定年金6年、10年、15年 被共済者が年金支払日に生存している限り、
所定の期間にわたり年金をお支払します。
 - ② 10年保証終身年金 被共済者が年金支払日に生存している限り、
終身にわたり年金をお支払します。

- (5) 第1回年金額 (基本年金額) 年金の種類に応じて、年金支払開始日の属する月の前月の末日における共済掛金積立金に組合が定める割合を乗じて得た金額をいいます。年2回お支払いする基本額です。
- (6) 年金支払開始日 第1回年金額が支払われる日をいいます。
- (7) 年金支払終了日 最後の年金が支払われる日をいいます。10年保証終身年金については、年金支払終了日は記載されていません。
- (8) 送金方法 お支払する年金額の振込み先です。
- (9) 未払年金指定受取人 共済契約者があらかじめ指定された方で、年金受給者が死亡した場合に未払年金の現価^(注)を請求することができる方をいいます。(以下「指定受取人」といいます。)

注：未払年金及び未払年金の現価

未払年金とは、被共済者が、年金支払終了日前（10年保証終身年金は第20回の年金支払日前）に死亡したときの残りの年金支払期間（10年保証終身年金は第20回の年金支払日前までの期間）に支払う予定であった年金の総額をいいます。未払年金の現価とは、未払年金を予定利率により割り引いて計算した金額です。

2 年金のお支払方法等

- (1) 年金は、年2回、半年ごとに、右表の契約日の属する月に対応する年金支払日に自動的にご指定の金融機関の口座に振り込まれます。
- (2) 年金支払日が土、日又は祝日に当たるときは、直前の金融機関営業日が年金支払日となります。
- (3) 年金支払日の属する月の15日ごろに送金通知書を郵送いたしますので、年金支払日の数日前までには、年金の送金日、振込先金融機関、年金額等をご確認いただけます。
- (4) 確定年金は、6年は12回、10年は20回、15年は30回のお支払で終了となります。終了になりますとそ
の旨のご案内をいたします。終身年金は、生存している限りお支払いたします。

| 契約日の 属する月 | 年金支払日 (送金予定日) | |
|--------------|------------------|--------|
| 4月 | 4月30日 | 10月31日 |
| 6月、12月 | 6月30日 | 12月31日 |
| 8月 | 8月31日 | 2月28日 |
| 9月 | 9月30日 | 3月31日 |
| 11月、5月 | 11月30日 | 5月31日 |

3 年金受給中の変更手続

次の場合は、警生協の所定の用紙による変更手続が必要となりますので、共済契約者の方は、退職された都道府県警察等（厚生担当課）の警生協支部担当者までご連絡ください。

- ① 転居、氏名変更又は指定受取人との続柄変更
- ② 年金の振込金融機関、支店名、口座番号の変更
- ③ 指定受取人の変更（遺言による指定受取人の変更はできません。）

※ 年金受給開始後の解約はできません。

4 年金を受給中の方が死亡された場合

年金受給期間中に年金受給者が死亡された場合は、指定受取人等の方は、その年金受給者が退職された都道府県警察等（厚生担当課）の警生協支部担当者へご連絡ください。

(1) 確定年金を受給中の方が死亡された場合

指定受取人の方に、死亡された年金受給者の残りの年金期間に応じた未払年金の現価（以下「未払年金」といいます。）をお支払いいたします。

(2) 10年保証終身年金を受給中の方が死亡された場合

年金支払開始日以後第20回の年金支払日前に死亡された場合には、指定受取人の方に別に定める方法により計算した未払年金をお支払いいたします。ただし、第20回の年金が支払われた後に死亡された場合は、未払年金の支払はありません。

10年保証終身年金の保証期間経過後に年金受給者が死亡されたときは、死亡された年金受給者のご家族の方は、その旨を速やかに警生協にご通知ください。その通知をせず、年金を受け取っていた場合には、ご返金いただくこととなりますので、ご注意ください。

※ 指定受取人が死亡し、その後新たに未払年金の受取人を指定されずに年金受給者が死亡されたときは、指定受取人の死亡時の法定相続人で、かつ、年金受給者が死亡されたときに生存している方が未払年金の受取人となります。

5 割戻金の割当て及び積増年金のお支払

(1) 割戻金の割当て

毎事業年度末の決算において剰余金が生じた場合は、総代会の議決を経て、割戻金を割り当てます。ただし、決算の状況によりましては、割戻金の割当てがない年度もあります。

(2) 積増年金のお支払

割戻金は、割戻金を割り当てた事業年度の翌事業年度の契約応当日の年金支払日に、年金額の増額に充てられます。この増額された年金額を「積増年金」といい、積増年金は、割戻金の額に応じて所定の方法により計算した値を定額払でお支払します。ただし、被共済者が翌事業年度の契約応当日に生存していない場合には、積増年金のお支払はありません。

積増年金のお支払の有無については、送金通知書でお知らせします。

6 上乗せ年金支払制度

年金の支払開始後に、契約者又は配偶者が重度障害になり、多額の費用を相当期間必要とするようになった場合は、契約者の申出により、残りの年金支払期間を短縮し、短縮期間の年金原資を上乗せして1回当たりの年金支払額を増額することができます。

この申出は、1回に限られ、かつ、次の要件を全て満たしている場合に行うことができます。

- 1 確定年金10年若しくは15年の期間内の契約者又は終身年金で10年間の支払保証期間内の契約者であること。
- 2 上乗せ年金の支払回数は、2回以上で、上乗せ年金の支払期間は、上乗せ年金の支払前の年金支払期間と合わせて5年以上となること。

7 年金・未払年金に対する税金

(1) 年金受給者が受け取られた年金

非課税です。確定申告を行う必要はありません。

(2) 指定受取人等が受け取られた未払年金

相続税の対象となります。

※ 税法の改正等により、今後取扱いが変更されることがあります。

個別の税務取扱い等については、税理士や税務署へお尋ねください。

共済証書に記載されているあなたの組合員番号（7桁）



■ お問い合わせ先

各種変更手続及び未払年金の請求手続は、退職された都道府県警察等（厚生担当課）の警生協支部担当者までご連絡ください。

退職された都道府県警察等の電話番号をご記入ください。



その他のご相談は、下記の事務局相談窓口へお電話ください。

警察職員生活協同組合

〒102-8607

東京都千代田区三番町6番8

警察共済ビル

共済事業部・相談窓口

電話 0120-983-110

お問い合わせの際は、7桁の組合員番号をお伝えください。